

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 8 号
件 名	無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3,000円の支給を求める意見書の提出について
要 旨	<p>4月から年金が0.4%引き下げられました。この10年以上、たびたびの引き下げはあっても年金が引き上げられたことはありません。この間、年金課税は強められ、医療・介護保険料は上がり続けています。ひとり暮らし高齢者の生活は特に深刻です。「社会保障・税一体改革成案」にも「低所得者への加算」が打ち出されています。</p> <p>「最低保障年金」の創設は喫緊の課題ですが、高齢者の生活実態は、その実現を待てない状況です。また、「社会保障・税一体改革成案」に骨格が示された「最低保障年金」は現在の高齢者に適用するものではありません。「最低保障年金」が実現し適用されるまでの緊急措置が必要です。</p> <p>よって、下記の事項についての意見書を採択し、各関係機関に送付することをお願いするものです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 「最低保障年金」実現までの救済策として、基礎年金国庫負担分3万3,000円に満たない部分を無年金・低年金者に支給する措置をすること。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 12 月 1 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 23 年 11 月 25 日 第 4 5 3 号